

東京都消費生活条例における食品表示の見直しについて

| 第28次第2回総会における意見（令和7年6月26日） | 都の対応等 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品表示の後退にならぬようにしなければならない。消費者の意見を丁寧に集め検討する機会を設けてほしい。 ○ 近年は消費者が期限表示のみに頼るような傾向があるが、消費者への啓発として、五感で判断するプロセスを大事にすることを消費者に伝えてもらいたい。 ○ 取引先からの指示（納品日と加工年月日表示を一致させること）自体の正当性、その背景にあると思われる消費者の理解や受け止め方の観点からも検討してほしい。 ○ 「仕込み時」との用語の意味がわかりにくく、消費者に理解されているのか。またこの基準が適切なのか疑問 ○ 規定がなくなればわかりにくさは解消するが、このように表示の中には理解困難な概念もあるので、食品表示に関する消費者の理解をより促してほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品表示の見直しについて、左記の意見を踏まえ、食品安全審議会及び部会において検討を実施。検討の過程で、都民からの意見募集（パブリックコメント）も実施 ○ 審議会の委員は23名のうち7名が都民（消費者団体推薦5名、公募2名）、部会の委員は10名のうち4名が都民（消費者団体推薦3名、公募1名） ○ 都は、都民参加型のイベントやシンポジウムを開催し、食品表示をはじめとした食品の安全に関するテーマについて、都民や事業者との意見交換に取り組んでいる。 ○ ホームページ「食品衛生の窓」やSNS、チラシなど、様々な媒体を活用して、食品表示をはじめとした食品の安全に関する情報発信に取り組んでいる。 ○ 引き続き、意見交換や情報発信に取り組む予定 |

| 令和7年 | | | | | | |
|-------------------------|--------------------------------|--|-------------------------|---------------------------------|--|--------------------------|
| 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| ● 6/26 第28次 第2回総会 | ● 7/25 第2回 食品安全審議 会部会 | ● 8/27 第1回 食品安全審議会 (見直しの考え方の整理) | → パブコメ (9/4~10/3) | ● 10/28 第3回 食品安全 審議会部会 | ● 11/12 第2回 食品安全審議会 (意見取りまとめ) | ● 12/22 第28次 第3回総会 |

1 募集期間 令和7年9月4日（木曜日）から令和7年10月3日（金曜日）まで

2 意見送付者数 11名

3 御意見の内容

ア 調理冷凍食品の「原材料配合割合」表示に関する内容

| No. | 御意見（要旨） | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|---|
| 1 | 「原材料配合割合の表示義務は、廃止することが妥当」という考え方方に賛成である。（同趣旨の御意見 6 件） | 原材料配合割合表示は、現在においてその役割を終えたと考えられるため、廃止妥当としています。 |
| 2 | 原材料配合割合の表示を義務付けている他自治体に対し、足並みをそろえるよう、都から働きかけてほしい。 | 食品安全審議会の検討状況について、他自治体に情報提供を行っています。 |
| 3 | 業界団体は消費者に対する情報提供として何をするか、業界団体自身に説明してほしい。 | 御意見を業界団体にお伝えします。 |

イ カット野菜及びカットフルーツの「加工年月日」表示に関する内容

| No. | 御意見（要旨） | 御意見に対する考え方 |
|-----|---------------------------------------|---|
| 1 | 「加工年月日の表示義務は、廃止することが妥当」という考え方方に賛成である。 | 加工年月日表示は、現在においてその役割を期限表示が果たしていると考えられるため、廃止妥当としています。 |

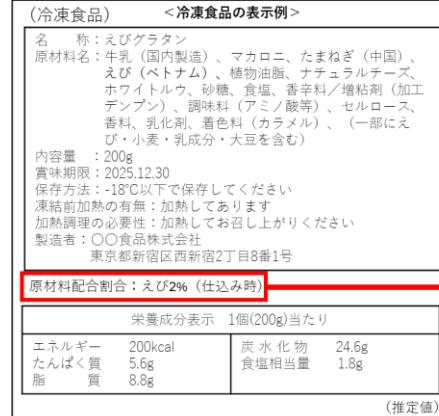
ウ その他

| No. | 御意見（要旨） | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|---|
| 1 | 都条例によって義務付けられた、調理冷凍食品に係る原料原産地名表示についても、廃止を検討してほしい。 (同趣旨の御意見 4 件) | 御意見として承ります。 |
| 2 | 政府による食品表示の簡略化について危機感をもっています。食品添加物についてもしっかり書いてほしい。 | 添加物に関する食品表示の基準については、食品表示法に基づき、国が定めることとなっています。 |

東京都消費生活条例における食品表示の見直しについて<意見取りまとめ>概要

調理冷凍食品の「原材料配合割合」

調理冷凍食品に関する食品表示制度



(表示例)

○ 食品表示法に基づく個別表示ルール

「冷凍フライ類」など10品目※について、衣などの割合(%)を表示する必要がある。

廃止 (R8.4.1施行)



○ 消費生活条例に基づく個別表示ルール

食品表示法の個別表示ルールが適用されない品目について、商品名に付された原材料の仕込み時の標準配合比(%)を表示する必要がある。



【食品表示法による表示制度】

- 食品表示基準における個別義務表示として、特定の調理冷凍食品について原材料配合割合表示が義務付け
- 消費者庁は、複雑な食品表示制度について「合理的かつシンプルで分かりやすい」ものへ見直し
- 上記の義務付けは令和7年度末に廃止

【条例による表示制度】

- 昭和50年頃、冷凍食品が急速に普及する中、「まがいもの食品」が社会問題化したことを背景に義務化（国の義務付けに該当しない冷凍食品が対象）

検討経緯

- (1) 業界の現状等を把握するために業界団体ヒアリングを実施
- (2) 条例に基づく表示制度の改廃等を所管する東京都消費生活対策審議会に検討状況を報告
- (3) 審議会における主な意見（上記（1）及び（2）を踏まえて検討）
 - ・業界としての競争原理や、消費者のわかりやすさの観点から、ルールはシンプルにすべき
 - ・自治体ごとのルールが存在すると、事業者に負担がかかり、それが購入価格として消費者に返ってくることになる
 - ・仮に廃止するとしても、消費者が知りたい情報が届くよう、業界として取り組んでほしい

表示の見直しについて

(1) 調理冷凍食品の表示の見直しの考え方

- 食の価値観が多様化、調理冷凍食品の原材料配合割合の数字が商品の優劣を判断する材料になっていない。
- 調理冷凍食品のみに適用される表示ルールの存在は、消費者に混乱を招くおそれがある。

▶ 現在、規定当初の役割は終えたと考え、**廃止が妥当**

(2) 都民への情報提供のあり方

- 表示義務によらず、知りたい消費者に対する配慮は必要
- ▷ 消費者に対する情報提供のあり方ガイドラインを策定し、業界として統一的に取り組む予定（一社）日本冷凍食品協会）
- ▶ HPやフリーダイヤル、二次元コード等を活用した、今後の業界の自主的な取組に期待

カット野菜及びカットフルーツの「加工年月日」

カット野菜及びカットフルーツに関する食品表示制度

カット野菜及びカットフルーツの表示例

生食用カット野菜(複数原材料)の表示例

名 称：カット野菜
原材料名：レタス、トマト、キュウリ、タマネギ
原料原産地名：長野県（レタス）
内容量：150g
消費期限：枠外下部に記載
保存方法：冷蔵（1°C～10°C）
加工者：〇〇食品株式会社
東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

加工年月日：2025.7.25
消費期限：2025.7.28

生食用カット野菜(単一原材料)の表示例

名 称：カット野菜
原材料名：キャベツ
原産地：茨城県
内容量：150g
※任意で表示
消費期限：枠外下部に記載
保存方法：冷蔵（1°C～10°C）
加工者：〇〇食品株式会社
東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

加工年月日：2025.7.25
消費期限：2025.7.28
※任意で表示

○ 消費生活条例に基づく個別表示ルール
生食用カット野菜・カットフルーツについて、複数／単一原材料いずれの場合も、加工年月日を表示する必要がある。

○ 事業者による任意の表示
これらの項目は、単一原材料のカット野菜・カットフルーツに表示義務がない。
ただし、消費者への情報提供・事業者としての必要性のため、実態として、任意で表示されている。

【食品表示法による表示制度】

- 複数種類の野菜又は果実をカットした混合品=加工食品
▷ 名称や保存方法、期限表示等の一括表示が義務
- 単一の野菜又は果実のカット品=生鮮食品
▷ 名称と原産地が義務
- 消費者庁は、複雑な食品表示制度について「合理的かつシンプルで分かりやすい」ものへ見直し

【条例による表示制度】

- 平成2年頃、カット野菜及びカットフルーツの普及が急速に進んでいたことや、法令等による表示事項が整備されていないことを背景に、義務付け

検討経緯

- (1) 業界の現状等を把握するために業界団体ヒアリングを実施
- (2) 条例に基づく表示制度の改廃等を所管する東京都消費生活対策審議会に検討状況を報告
- (3) 審議会における主な意見（上記（1）及び（2）を踏まえて検討）
 - ・喫食時期の判断のための重要な情報源は、期限表示である。
 - ・同一表示ラベル上に意味の異なる日付表示があると、かえって消費者の混乱を招く。
 - ・仮に廃止するとしても、消費者が知りたい情報が届くよう、業界として取り組んでほしい。

表示の見直しについて

（1）カット野菜及びカットフルーツの表示見直しの考え方

- 消費者はいつまで安全に食べられるかを知りたいため、消費者の関心が高いのは、消費期限である。
- 消費者のわかりやすさの観点から、ルールはシンプルにすべき。

▶ 現在、規定当初の役割は終えたと考え、**廃止が妥当**

（2）都民への情報提供のあり方

- 表示義務によらず、知りたい消費者に対する配慮は必要
- ▷ 消費者からの問合せに応じて回答する体制を整える。また、期限表示は義務の有無に関わらず今後も継続する（野菜流通カット協議会）

▶ HPやフリーダイヤル、二次元コード等を活用した、今後の業界の自主的な取組に期待